

令和6年10月10日

令和6年

上毛町農業委員会10月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会10月期定例総会議事録

1. 日 時 令和6年10月10日（木）午前9時00分

2. 場 所 上毛町役場 大会議室

3. 出席委員及び欠席委員

出席委員 18名

欠席委員 4名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	古 原 修	○	15番	水 嶋 久 夫	○
2番	小林 博一	○	16番	矢 岡 洋	欠
3番	河津 圭一	○	17番	前田辰次郎	○
4番	別府 義一	○	18番	八ツ繁秀也	欠
5番	熊谷由美子	○	19番	磯田 三好	○
6番	坪根 和男	欠	20番	谷上 重行	○
7番	久保 博文	欠	21番	松 川 清	○
8番	宮秋 伸一	○	22番	山本 直子	○
9番	福田 政典	○			
10番	中森 博通	○			
11番	常慶 崇裕	○			
12番	久元ますみ	○			
13番	越原 幸治	○			
14番	宮本 健一	○			

●事務局 事務局長 野 添 雄 二 ○
林 充 彦 ○
向 本 泰 一 ○

4.議 案

- 議案第66号 農業経営基盤強化促進法第18条(改正前)の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第67号 農業経営基盤強化促進法第18条(改正前)の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第68号 農業経営基盤強化促進法第18条(改正前)の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第69号 農業経営基盤強化促進法第18条(改正前)の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第70号 農業経営基盤強化促進法第18条(改正前)の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第71号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第72号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

5.その他

- ・地域計画について
- ・農地パトロールについて
- ・次回日程 11月11日(月)

会議の経過

令和6年10月10日(木)午前9時00分開会

議長 みなさんおはようございます。

本日は、農業委員会 10月期定例総会を開催いたしましたところ、委員のみなさまにおかれましては、何かとご多用の中ご出席くださりまして誠にありがとうございます。

本日は坪根委員、久保委員、矢岡委員、ハツ繁委員から欠席の連絡がありました。

上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、只今から10月期定例総会を開催いたします。

議事録署名委員を指名いたします。

議席3番河津委員、議席8番宮秋委員を指名いたします。

よろしくお願いいたします。

それでは議案の審議に入ります。

議案第66号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いいたします。

事務局 それでは資料の2ページをお願いします。

議案第66号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

今期分については賃貸借権45件、使用貸借権1件でございます。

賃貸借分ですが、期間は3年、5年、6年、10年となっています。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が78,465㎡です。

筆数は45筆で、貸し手22名、借り手7名となっております。

賃借料でございますが、現金で反当9,300円から13,000円、現物では45kgから60kgとなっております。

次に、使用貸借権分ですが期間は3年となっています。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が933㎡です。

筆数は1筆で、貸し手1名、借り手1名となっております。

3ページから5ページに利用権設定等各筆明細一覧表をお付けしております。

それから6ページの農業経営基盤強化促進法第18条調書のとおり同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入ります。
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。賛成多数により議案第66号については、原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第67号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

〇〇委員は当事者でございますので、一時退席をお願いいたします。

(〇〇委員退席)

事務局説明をお願いいたします。

事務局 資料の7ページをお願いします。

議案第67号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字吉岡7番、大字中村380番、地目は田で、面積は計3,697㎡です。

所有権を移転する方は、福岡県農業振興推進機構で、所有権の移転を受ける方は、大字中村の〇〇さんです。

次の8ページに農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付しております。

同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

位置図、箇所図は9、10ページのとおりです。

申請農地は、大字吉岡、中村地内のほ場整備済の農地です。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

よろしいでしょうか。

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第67号については、原案のとおり可決決定されました。

事務局は〇〇委員を呼び戻してください。

議 長 つづきまして、議案第68号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

〇〇委員は当事者でございますので、一時退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の11ページをお願いします。

議案第68号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字八ツ並44番、111番、地目は田で、面積は計3,093㎡です。

所有権を移転する方は、福岡県農業振興推進機構で、所有権の移転を受ける方は、大字八ツ並の〇〇さんです。

次の12ページに農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付しています。

同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

位置図、箇所図は13、14ページのとおりです。

申請農地は、大字八ツ並地内のほ場整備済の農地です。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。賛成多数により議案第68号については、原案のとおり可決決定されました。
事務局は〇〇委員を呼び戻してください。

議 長 つづきまして、議案第69号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の15ページをお願いします。

議案第69号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字西友枝2238番、地目は畑で、面積は372㎡です。

所有権を移転する方は、福岡県農業振興推進機構で、所有権の移転を受ける方は、大字西友枝の〇〇さんです。

次の16ページに農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付しています。

同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

位置図、箇所図は17、18ページのとおりです。

申請農地は、大字西友枝地内のほ場整備済の農地です。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第69号については、原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第70号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の

決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の19ページをお願いします。

議案第70号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字成恒74番、地目は田で、面積は計1,728㎡です。

所有権を移転する方は、大字成恒の〇〇さんで、所有権の移転を受ける方は、福岡県農業振興推進機構です。

次の20ページに農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付しています。

同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

位置図、箇所図は21、22ページのとおりです。

申請農地は、大字成恒地内のほ場整備済の農地です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第70号については、原案のとおり可決決定されました。

議長 つづきまして、議案第71号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いいたします。

事務局 資料23ページをお願いします。

議案第71号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は売買で、申請農地は大字八ツ並31番2、11番2、地目は畑で、面積は計385㎡です。

譲渡人は、大字八ツ並の〇〇さんで、譲受人は、大字八ツ並の〇〇さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は、385㎡です。

次の24ページに農地法第3条調査書を添付しています。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図、箇所図は25、26ページのとおりです。

申請農地は大字八ツ並地内の農地です。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本案件については、古原委員が地区担当委員となっておりますがいかがでしょうか。

古原委員 はい。問題ないと思います。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第71号については、原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第72号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いいたします。

事務局 資料の27ページをお願いします。

議案第72号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

申請農地は大字尻高422番、地目は田で、面積は500㎡です。

申請人は大字尻高の〇〇さんで、理由としては、自己住宅、駐車場用地確保のためです。

一般基準としての転用の確実性については、資金計画書等により確実と思われます。

付近の農地に対する被害の有無については、隣接農地はなく、水利関係者の承諾を得ております。

農地の区分は、第1種農地ですが、不許可の例外規定、公益性が高い事業に該当することから、許可可能と判断します。

非農用地設定した農地を、設定した目的に沿って転用するものでございます。

箇所図、位置図は28、29ページのとおりです。
申請農地は、大字尻高地内の農地です。
これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案件については、中森委員が地区担当委員となっておりますがいかがでしょうか。

中森委員 特に問題ないです。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)
ないようですので採決に入りたいと思います。
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)
ありがとうございます。全会一致により議案第72号については、原案のとおり可決決定されました。

議 長 以上で本日予定していた議案の審議は終了いたしました。
その他について事務局からお願いいたします。

事務局 それでは事務局から申し上げます。
はじめに地域計画策定について再度のお願いでございます。
ご案内をお送りしたとおり、地域計画策定に係る地元協議を、今週8日火曜日から順次開催しております。
8日はすでに開催済みの吉岡、中村地区を除いた南吉富地区、9日は成恒、安雲地区を除いた西吉富地区を開催し、本日10日は友枝地区、明日11日は唐原地区を開催させていただきます。
お忙しいところ恐れ入りますが、委員の皆様へご担当地区への参加をお願いさせていただきまして、会議におきましてはまとめ役になっていただきますよう、話し合いに参加していただきますようお願いをいたします。
ご案内のとおりですが、開催場所はこの会場でございます。時間は夕方6時30分からでございます。よろしくお願いいたします。

次に農地パトロールについて再度のお願いです。

前回、受持地区の地図をお配りし、農地パトロールをお願いしたところでございます。
少し涼しくはなりましたが、まだまだ暑い日も続いておりますので無理のないようにお願いします。
本日、遊休農地等確認リストをお配りさせていただきましたので必要に応じてご利用ください。
次回11月11日の定例総会には、リストまたは直接書き込んだ地図の提出をお願いします。
なお、委員の皆様の毎月の業務として、日ごろからの農地の見回りをお願いしています。
今回の農地パトロールも対象になりますので、活動記録セットの活動記録簿に記入し、切り離して事務局へ提出していただきますようお願いいたします。

最後に次回定例総会は11月11日月曜日でございます。
欠席される場合は、前日までのご連絡をお願いします。
以上、事務局からのお知らせ等を終わります。

議 長 委員の皆様から何かございませんか。よろしいですか。
それではこれで10月期定例総会を終了いたします。

令和6年10月10日 午前9時30分閉会